

学校給食費について

健康増進、体力の向上、また正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身につけるなど心と体の健全な発達を目的として、成長期にある児童生徒に、栄養バランスのとれた食事を年間約 190 日提供しています。

保護者の皆様には給食費（食材料費）をご負担いただきます。

1 給食費

◇給食費は子どもたちが食べる給食の食材料を購入するための費用に充てています。

学校給食法でも給食費は保護者の負担とすることと定められています。

◇給食費は年額で小学生は 45,100 円、中学生は 50,600 円です。11 か月で等分し、4 月から翌年 2 月までの 11 回（か月）で徴収いたします。

（小学生 月額 4,100 円 中学生 月額 4,600 円）

◇納期限は月末になります。月末が土日、祝日の場合は翌日となります（※口座振替による納付の場合も同様です。）。

2 納付方法

◇口座振替による手続きをされている方は、依頼された金融機関の口座から納付期限日に振替させていただきます。

◇現金納付による方は、年度初めに 1 年分の納付書を送付いたしますので、金融機関の窓口、コンビニエンスストア、竜王町役場出納室にて納付ください。

◇登録口座の変更を希望される場合は、指定用紙を希望の金融機関窓口にて直接提出願います。指定用紙については各金融機関窓口や竜王町役場にてお受け取りください。